

令和5年度第3回

市の国民健康保険事業の 運営に関する協議会

議 案

日 時 令和6年2月14日(水) 午後6時

場 所 登別市役所 議場

令和5年度 第3回

市の国民健康保険の運営に関する協議会

日時：令和6年2月14日（水）午後6時

場所：登別市役所 議場

次 第

1. あいさつ

2. 諮 問

（1）国民健康保険の課税限度額の改正について

3. 開 会

4. 議 事

（1）議案第1号

国民健康保険税の課税限度額の改正について

（2）報告第5号

令和5年度国民健康保険特別会計決算見込について

（3）報告第6号

令和6年度国民健康保険特別会計予算(案)について

（4）報告第7号

令和6年度以降の国保運営について

（5）報告第8号

令和6年度国民健康保険に係る制度改正について

（6）報告第9号

国民健康保険税の収納状況について

諮 問

国民健康保険税の課税限度額の改正について

《資料1-①》 諮問書の写し

《資料1-②》 諮問事項

《資料1－①》

登国第 号
令和6年2月14日

市の国民健康保険事業の運営に関する協議会
会長 横尾逸郎様

登別市長 小笠原 春 一

国民健康保険税の課税限度額の改正について（諮問）
国民健康保険税に関する登別市税条例の一部改正について、別紙のとおり協議会の意見をいただきたく諮問します。

《資料1－②》

諮 問 事 項

1. 国民健康保険税の課税限度額の改正について

(1) 諮問理由

国民健康保険税の課税限度額は、政令で定める基準に従い条例で定めるところとされているが、中間所得層の負担軽減のため、課税限度額の基準を引き上げる地方税法施行令の改正が予定されていることから、当該改正に準拠し課税限度額を引き上げるものである。

(2) 改正内容

国民健康保険税の課税限度額について、後期高齢者支援金分を現行の22万円から2万円引き上げ24万円とする。

賦課の区分		令和5年度	令和6年度	増減額
課税 限度額	①基礎課税分	65万円	65万円	0円
	②後期高齢者支援金分	<u>22万円</u>	<u>24万円</u>	<u>2万円</u>
	③介護納付金分	17万円	17万円	0円
	①+②+③	<u>104万円</u>	<u>106万円</u>	<u>2万円</u>

(3) 施行日 令和6年4月1日

議案第1号

国民健康保険税の課税限度額の改正について

《資料2》 国民健康保険税の課税限度額の改正について

《資料2》

国民健康保険税の課税限度額の改正について

国民健康保険税の課税限度額とは、地方税法施行令で定められている法定限度額の範囲内で、市町村が納税義務者に対して課税できる年間の保険税の上限額であり、条例で定めることとなっています。

国民健康保険税は、基礎課税分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3区分に分かれており、区分ごとに課税限度額を設定しています。

本市の課税限度額は、平成29年度以降、法定限度額と一致させている状況にあり、令和6年度については、後期高齢者支援金分の法定限度額が2万円引き上げられることから、本市においても後期高齢者支援金分を法定限度額同様に引き上げ、課税限度額の合計を現在の104万円から106万円に改正したいと考えています。

なお、改正後の国民健康保険税への影響額は、令和5年4月1日現在の国民健康保険加入者を基に試算したところ、年間調定額で約62万円の増額となる見込みです。

《参考》課税限度額の推移表

年度	課税限度額							
	基礎課税分		後期高齢者支援金分		介護納付金分		合計	
	登別市	国	登別市	国	登別市	国	登別市	国
H20	45万円	47万円	12万円	12万円	9万円	9万円	66万円	68万円
H21	↓	↓	↓	↓	10万円	10万円	67万円	69万円
H22	48万円	50万円	13万円	13万円	↓	↓	71万円	73万円
H23	51万円	51万円	14万円	14万円	12万円	12万円	77万円	77万円
H24	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
H25	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
H26	↓	↓	↓	16万円	↓	14万円	↓	81万円
H27	↓	52万円	16万円	17万円	14万円	16万円	81万円	85万円
H28	52万円	54万円	17万円	19万円	16万円	↓	85万円	89万円
H29	54万円	↓	19万円	↓	↓	↓	89万円	↓
H30	58万円	58万円	↓	↓	↓	↓	93万円	93万円
R1	61万円	61万円	↓	↓	↓	↓	96万円	96万円
R2	63万円	63万円	↓	↓	17万円	17万円	99万円	99万円
R3	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
R4	65万円	65万円	20万円	20万円	↓	↓	102万円	102万円
R5	↓	↓	22万円	22万円	↓	↓	104万円	104万円
R6	↓	↓	24万円	24万円	↓	↓	106万円	106万円

報告第5号

令和5年度国民健康保険特別会計決算見込について

《資料3》 令和5年度国民健康保険特別会計決算見込額調書

《資料3》

令和5年度国民健康保険特別会計決算見込額調書

歳 入

(単位：千円)

款	項	予算現額	決算見込額	増減額
1 国民健康保険税	1 国民健康保険税	653,839	632,962	▲20,877
2 使用料及び手数料	1 手 数 料	10	0	▲10
3 国庫支出金	1 国庫補助金	80	214	134
4 道支出金	1 道補助金	3,913,444	3,751,645	▲161,799
5 財産収入	1 財産運用収入	9	8	▲1
6 繰入金	1 一般会計繰入金	424,969	421,683	▲3,286
7 繰越金	1 繰越金	177,293	409,130	231,837
8 諸収入		3,282	12,351	9,069
	1 延滞金及び過料	30	6,865	6,835
	2 雑収入	3,252	5,486	2,234
歳入合計		5,172,926	5,227,993	55,067

歳 出

(単位：千円)

款	項	予算現額	決算見込額	執行残
1 総務費		98,572	93,813	4,759
	1 総務管理費	82,824	79,039	3,785
	2 運営協議会費	307	170	137
	3 趣旨普及費	222	221	1
	4 特別対策事業費	15,219	14,383	836
2 保険給付費	1 保険給付費	3,803,594	3,635,880	167,714
	療養諸費	3,253,318	3,096,320	156,998
	高額療養費	539,167	532,774	6,393
	移送費	500	0	500
	出産育児諸費	7,003	4,948	2,055
	葬祭諸費	2,670	1,800	870
	傷病手当金	936	38	898
3 国民健康保険事業費納付金	1 国民健康保険事業費納付金	1,118,390	1,118,390	0
4 共同事業拠出金	1 共同事業拠出金	10	0	10
5 保健事業費	1 保健事業費	85,896	73,389	12,507
	疾病予防費	16,571	15,282	1,289
	特定健診・保健指導費	69,325	58,107	11,218
6 積立金	1 基金積立金	9	8	1
7 公債費	1 公債費	1,000	0	1,000
8 諸支出金		15,455	14,869	586
	1 償還金及び還付加算金	15,355	14,869	486
	2 指定公費負担金	100	0	100
9 予備費	1 予備費	50,000	0	50,000
歳出合計		5,172,926	4,936,349	236,577

歳入 (a)	歳出 (b)	実質収支 (a) - (b) = (c)	単年度収支 (c) - 繰越金 + 積立金
5,227,993	4,936,349	291,644	▲117,478

報告第6号

令和6年度国民健康保険特別会計予算(案)について

《資料4》 令和6年度国民健康保険特別会計予算(案)

《資料4》

令和6年度国民健康保険特別会計予算(案)

歳 入

(単位：千円)

款	項	令和6年度 当初	令和5年度 当初	増減額
1 国民健康保険税	1 国民健康保険税	651,855	653,839	▲1,984
2 使用料及び手数料	1 手 数 料	10	10	0
3 国庫支出金	1 国庫補助金	10	80	▲70
4 道支出金	1 道補助金	3,964,523	3,906,394	58,129
5 財産収入	1 財産運用収入	10	1	9
6 繰入金	1 一般会計繰入金	415,148	438,056	▲22,908
7 繰越金	1 繰越金	185,000	170,000	15,000
8 諸収入		2,544	2,520	24
	1 延滞金及び過料	30	30	0
	2 雑 入	2,514	2,490	24
歳 入 合 計		5,219,100	5,170,900	48,200

歳 出

(単位：千円)

款	項	令和6年度 当初	令和5年度 当初	増減額
1 総務費		110,870	104,843	6,027
	1 総務管理費	93,140	89,095	4,045
	2 運営協議会費	316	307	9
	3 趣旨普及費	409	222	187
	4 特別対策事業費	17,005	15,219	1,786
2 保険給付費	1 保険給付費	3,849,954	3,801,881	48,073
	療養諸費	3,295,687	3,253,318	42,369
	高額療養費	544,364	537,454	6,910
	移送費	500	500	0
	出産育児諸費	6,503	7,003	▲500
	葬祭諸費	2,400	2,670	▲270
	傷病手当金	500	936	▲436
3 国民健康保険事業費納付金	1 国民健康保険事業費納付金	1,112,083	1,118,390	▲6,307
4 共同事業拠出金	1 共同事業拠出金	10	10	0
5 保健事業費	1 保健事業費	86,773	87,375	▲602
	疾病予防費	15,675	16,571	▲896
	特定健診・保健指導費	71,098	70,804	294
6 積立金	1 基金積立金	10	1	9
7 公債費	1 公債費	1,000	1,000	0
8 諸支出金		8,400	7,400	1,000
	1 償還金及び還付加算金	8,300	7,300	1,000
	2 指定公費負担金	100	100	0
9 予備費	1 予備費	50,000	50,000	0
歳出合計		5,219,100	5,170,900	48,200

報告第7号

令和6年度以降の国保運営について

《資料5》 令和6年度以降の国保運営について

《資料5》

令和6年度以降の国保運営について

1. はじめに

平成30年4月からの制度改正に伴い、市町村は「国保事業費納付金」を北海道に納め、北海道は国保の財政運営の主体として、この納付金を主たる財源に市町村国保の医療費全額を負担する仕組みとなっています。

このため、市町村国保の運営については、この「国保事業費納付金」を納めるための保険税等による財源確保が重要なポイントとなりますが、本市においては、被保険者数及び被保険者の所得が年々減少傾向にあるため、この状況を十分考慮しながら適正な運営に努める必要があります。

2. 保険税率の推移と令和6年度の保険税率について

安定的な国保運営を行うための中期的な方向性や、新型コロナウイルス感染症に伴う長引く景気の低迷による被保険者の負担軽減等を総合的に検討した結果、令和3年度から3か年で段階的に保険税率を引き下げる計画から1年前倒しして、2か年で全道の市平均と同水準まで保険税率を引き下げたところです。

令和6年度の保険税率については、被保険者数及び被保険者の所得の減少傾向を踏まえたうえで、令和5年度と同じ税率とした場合の保険税収入見込額とその他の財源をもって令和6年度の国保運営に要する費用を賄えることが見込まれること及び引き続き全道の市平均と同水準の保険税率を確保できていることから、現行の保険税率を維持していきたいと考えています。

表-1 保険税率の推移

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基礎課税分	所得割	9.1%	8.9% ↓	8.4% ↓	8.4% →	8.4% →
	均等割	30,000円	28,000円 ↓	23,000円 ↓	23,000円 →	23,000円 →
	平等割	29,000円	27,000円 ↓	25,000円 ↓	25,000円 →	25,000円 →
後期高齢者支援金分	所得割	2.9%	2.9% →	2.7% ↓	2.7% →	2.7% →
	均等割	8,400円	8,200円 ↓	7,600円 ↓	7,600円 →	7,600円 →
	平等割	8,300円	7,900円 ↓	7,300円 ↓	7,300円 →	7,300円 →
介護納付金分	所得割	2.5%	2.3% ↓	2.1% ↓	2.1% →	2.1% →
	均等割	8,700円	8,700円 →	8,700円 →	8,700円 →	8,700円 →
	平等割	5,900円	5,100円 ↓	4,800円 ↓	4,800円 →	4,800円 →

※↓は対前年比引き下げ、→は改正なし

表-2 令和5年度保険税率における登別市の道内順位

	基礎課税分			後期高齢者支援金分			介護納付金分		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
登別市	8.4	23,000	25,000	2.7	7,600	7,300	2.1	8,700	4,800
道内順位 (35市中)	17位	13位	15位	19位	15位	13位	21位	19位	3位

※所得割は%、均等割・平等割は円表示

3. 令和6年度以降の国保財政の見通しについて

安定的な国保運営を行うため、中期的な方向性を見極める必要があることから、今後の3か年の財政見通しを作成しました。(表-3)

今回の見通し作成において、保険税については、過去の被保険者数や所得額の減少傾向をもとに推計し、国保事業費納付金においても、これまでの推移を比較し推計しました。

今後の3か年の見通しとしては、現行の保険税率を維持した場合においても、令和6年度、令和7年度、令和8年度はいずれも予算ベースの単年度収支として、それぞれ▲97,281千円、▲81,839千円、▲70,415千円の赤字となる見込みではありますが、十分な繰越金を確保しており、安定した財政運営を進めることが可能と考えます。

表-3 国保財政の3か年見通し

(単位：千円)

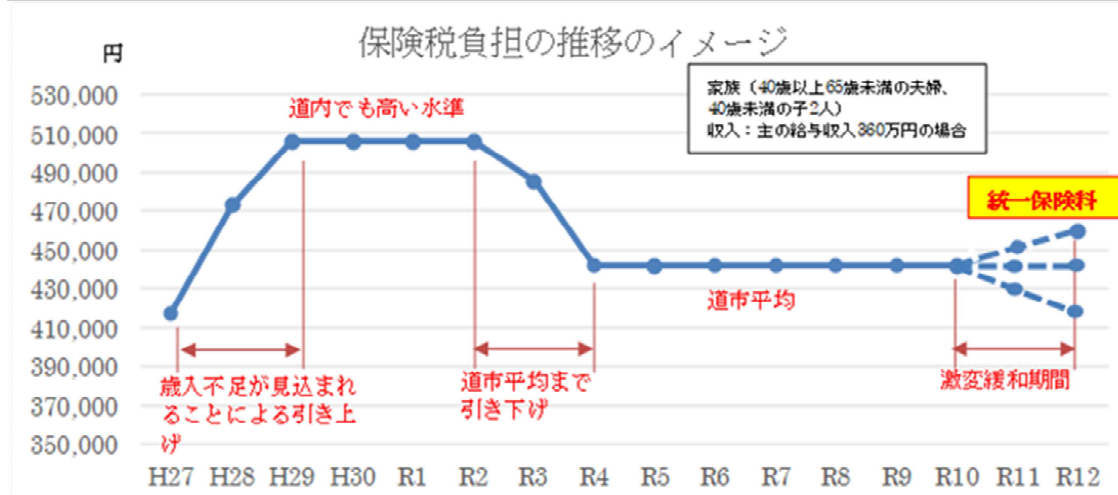
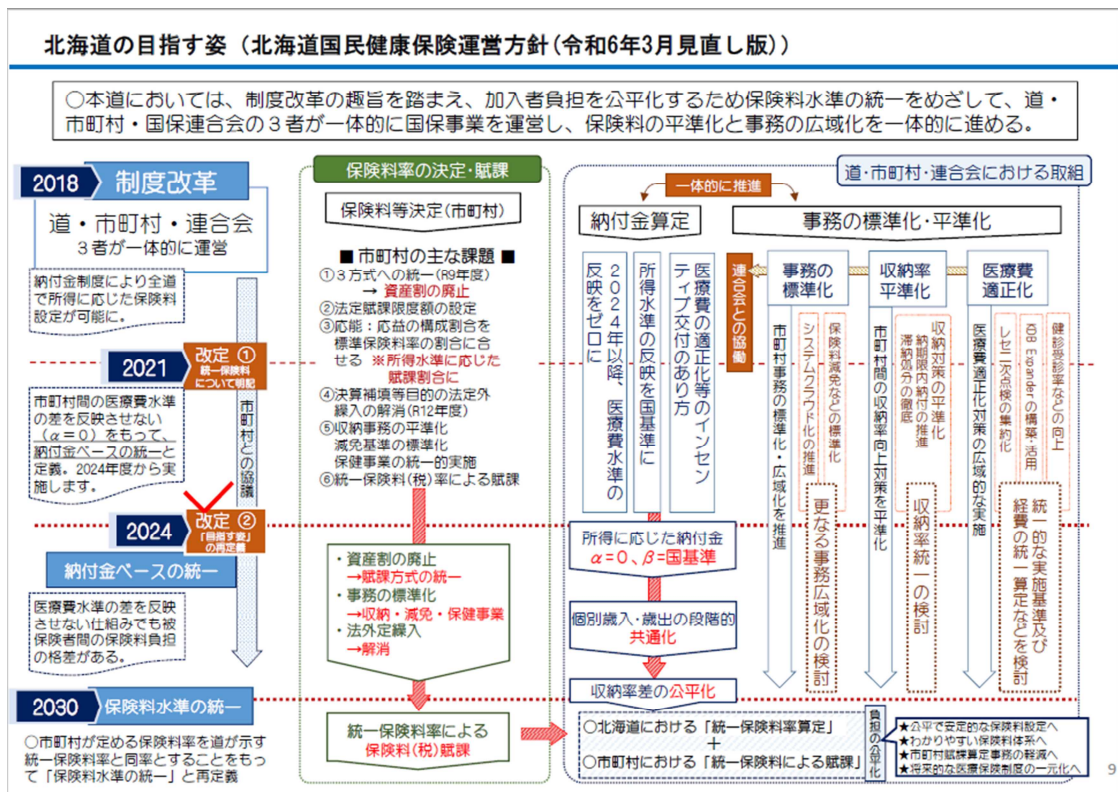
区 分		令和6年度 決算見込	令和7年度 決算見込	令和8年度 決算見込
歳 入	国民健康保険税	602,047	572,642	544,673
	使用料及び手数料	0	0	0
	国庫支出金	85	85	85
	道支出金	3,736,281	3,720,980	3,705,742
	財産収入	8	8	8
	繰入金	412,552	403,619	394,879
	繰越金	292,643	195,362	113,523
	諸収入	13,090	13,871	14,700
	歳入合計	5,056,706	4,906,567	4,773,610
歳 出	総務費	93,576	93,339	93,104
	保険給付費	3,572,101	3,519,493	3,466,886
	共同事業拠出金	1,112,083	1,098,233	1,090,140
	保健事業費	71,434	69,829	68,222
	積立金	8	8	8
	公債費	0	0	0
	諸支出金	12,142	12,142	12,142
	歳出合計	4,861,344	4,793,044	4,730,502
実質収支	195,362	113,523	43,108	
単年度収支	▲97,281	▲81,839	▲70,415	
基金積立額	401,272	401,272	401,272	
基金を含めた収支	596,634	514,795	444,380	

6. 今後の保険税の動きについて

北海道では、2030年に全道統一保険料を目指しており、独自に保険料の設定はできなくなります。

統一保険料の具体的な税率等の数値は、現時点においても北海道から示されていないことから、現行の保険税率を維持し、統一保険料が示された時点で段階的に摺り合わせていきたいと考えています。

今後も、北海道全体及び本市の医療費と納付金の動向等を注視しつつ、国保財政の見通しを精査しながら、大幅な財政赤字が見込まれる場合においては、税率の引き上げも含め、被保険者の負担増を少しでも避けられるよう、保険税率の改正の有無について検討していきます。



報告第8号

令和6年度国民健康保険に係る制度改革について

《資料6》 保険税法定軽減判定基準額の見直しについて

《資料7》 マイナ保険証への移行による現行保険証の廃止について

《資料6》

保険税法定軽減判定基準額の見直しについて

(1) 改正理由

令和5年12月22日に閣議決定された令和6年度税制改正大綱に伴う地方税法の改正により、国民健康保険の保険税軽減は、所得に応じて応益分（均等割・平等割）を7・5・2割軽減する仕組みとしているが、そのうち、5・2割軽減について、対象世帯を拡大するものである。

(2) 改正内容

国民健康保険税の軽減判定所得について、5割軽減に使われている「29万円」を「29.5万円」に、2割軽減判定に使われている「53.5万円」を「54.5万円」にそれぞれ引き上げる。

	改正前（令和5年度基準）	改正後（令和6年度基準）
7割軽減	基礎控除 43 万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10 万円	基礎控除 43 万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10 万円
5割軽減	基礎控除 43 万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10 万円 + 加入者数 × 29 万円	基礎控除 43 万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10 万円 + 加入者数 × 29.5 万円
2割軽減	基礎控除 43 万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10 万円 + 加入者数 × 53.5 万円	基礎控除 43 万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10 万円 + 加入者数 × 54.5 万円

※給与所得者等の数とは、次のいずれかの条件を満たす方の合計のことで、いない場合は1とします。

- ・ 給与収入額が 45 万円を超える方
- ・ 公的年金等の収入額が、65 歳未満の場合は 60 万円を超える方、65 歳以上の場合は 125 万円を超える方

※被保険者数には、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した方のうち、継続して同じ世帯である方も加えます。

(3) 施行日 令和6年4月1日

《資料7》

マイナ保険証への移行による現行の健康保険証の廃止について

1. 概要

改正マイナンバー法の可決・成立に伴い、国は、マイナンバーカードと健康保険証を一体化し、令和6年12月2日に現行の健康保険証を廃止することを決定しました。

これにより、マイナ保険証の使用は事実上義務化となり、マイナ保険証の利用登録が済んでいる人に対しては、「資格情報のお知らせ」、マイナンバーカードを持たない人、持っていても保険証の利用登録を行っていない人、紛失した人等については、保険者が申請に基づき健康保険証の代わりとなる1年間有効の「資格確認書」のいずれかを発行する予定となっています。

なお、現行の健康保険証は、令和6年12月2日以降発行できなくなります。発行済みの健康保険証は廃止後も最大1年間は有効となります。

2. マイナ保険証のメリット

(1) データに基づく診療・薬の処方が受けられる

初めての医療機関でも、これまでの診療データを確認しながら診療・治療を受けることができます。

(2) 高額療養費の手続き省略

マイナ保険証を利用できる医療機関では、「限度額適用認定証」は不要となり、窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

(3) 確定申告の医療費控除手続きの自動化

従来の領収書を保存する必要がなく、マイナポータルとe-taxをひもづけることで、医療費通知情報が自動で入力され、医療費控除の申告が簡便に行えるようになります。

3. 健康保険証廃止に伴う主な仕組みの整備

(1) 特別療養費の支給の通知の仕組みの整備

- ・短期被保険者証を廃止
- ・長期にわたる保険料滞納者に対する保険税の納付を促す取組として、これまで行われてきた被保険者資格証明書（現物給付を特別療養費の支給（償還払い）に変更）の交付に代えて、特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を行う規定を整備。

報告第9号

国民健康保険税の収納状況について

《資料8》 国民健康保険税の収納状況について

《資料8》

国民健康保険税の収納状況について

1. 収納率について

(1) 過去3か年度の収納率

区分	現年度分			滞納繰越分		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
登別市	95.66%	96.09%	95.90%	21.67%	15.59%	14.28%
室蘭市	96.44%	96.99%	96.24%	24.72%	23.89%	24.91%
伊達市	96.85%	96.28%	97.00%	30.43%	28.34%	25.41%
道内平均	96.01%	96.31%	96.23%	24.80%	24.13%	24.10%

※現年度分は当該年度に賦課した保険税額に対する収納率、滞納繰越分は前年度以前から完納に至らず、当該年度に繰り越された保険税額に対する収納率

令和4年度の収納率の道内市部における登別市の順位は、現年度分が24位（室蘭市22位、伊達市10位）滞納繰越分が35位（室蘭市17位、伊達市15位）となっています。

(2) 令和5年度の収納状況（令和6年1月31日現在）

区分		調定額(税額)	収納額	収納率
現年度分	令和4年度	683,113 千円	503,207 千円	73.66 %
	令和5年度	658,600 千円	477,542 千円	72.51 %
	前年対比	▲24,513 千円	▲25,665 千円	▲1.15 %
滞納繰越分	令和4年度	207,949 千円	25,836 千円	12.42 %
	令和5年度	183,255 千円	24,274 千円	13.25 %
	前年対比	▲24,694 千円	▲1,562 千円	0.83 %

※国民健康保険税（普通徴収）は、第1期（令和5年度の納期は6月30日）から第10期（令和5年度の納期は4月1日）において徴収する。

2. 国民健康保険税の収納に関する取組について

(1) 納付方法別の収納状況について

令和5年度現年度分

(令和5年12月31日現在)

区 分	収納額	割合	摘要
特 別 徴 収	79,963 千円	18.59 %	公的年金からの天引き
口 座 振 替	161,323 千円	37.51 %	指定された金融機関の口座からの振替
コ ン ビ ニ ス マ ホ	106,032 千円	24.65 %	全国のコンビニエンスストア及びスマートフォン決済アプリによる納付
クレジットカード	130 千円	0.03 %	クレジットカードによる納付
臨 戸 徴 収	3,685 千円	0.85 %	徴収員による自宅への訪問徴収等
そ の 他	78,990 千円	18.37 %	金融機関、郵便局、市役所窓口等での納付
計	430,123 千円	100.00 %	

《参考》コンビニ、スマホによる収納額のうち、スマートフォン決済アプリによる収納額は4,067千円

納付方法別では、口座振替による納付の割合が最も高く、全体の約37%を占めています。今後も、口座振替の利用による期限内の納付（納付忘れの防止）の推進を図るため、口座振替の利便性の周知と利用の勧奨に取り組んでいきます。

(2) 収納対策に係る取組について

収納対策	実施時期等	実施方法
催告書の送付	4、7、10、1月	催告書を送付して納税の催告を行う。
電話催告	随時	電話による納税の催告及び折衝を行う。
臨戸による徴収及び納税の折衝	随時	徴収員（会計年度任用職員）が自宅等を訪問して徴収及び納税の折衝を行う。
夜間及び休日における納税相談	4、7、10、1月	20時までの夜間と土曜日に納税相談窓口を開設する。

(3) 納税の催告に応じない者等に対する取組について

①短期被保険者証の交付

納税相談の機会の確保及び納税の促進を図るため、納税指導が特に必要と認められる滞納者に対して、6カ月以内の範囲で、通常よりも有効期限が短い被保険者証を交付しています。(原則、受領手続きによる窓口交付)

②被保険者証返還措置及び被保険者資格証明書の交付

長期の滞納がある者で、納税相談に応じようとならない者、納税相談において取り決めた納付計画を履行しない者等に対して、被保険者証の代わりに、医療費の窓口負担が一時的に全額自己負担となる資格証明書を交付しています。

③滞納処分

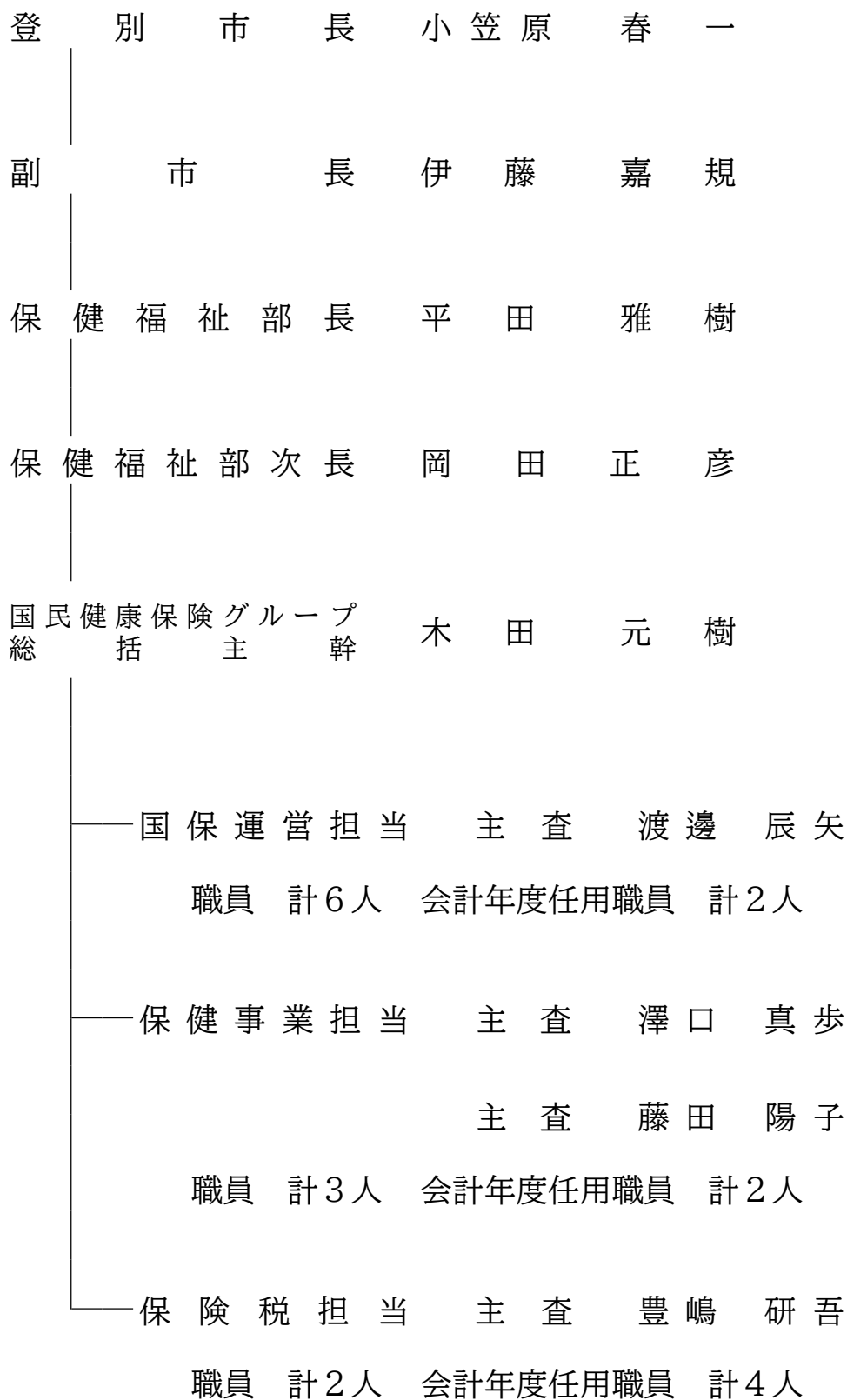
滞納整理を進めるため、財産調査の結果に基づいて強制徴収手続き(財産の差押え、差押財産の換価、換価代金の配当)を行っています。

滞納処分の状況(令和5年度は令和6年1月31日現在)

	差押件数				配当額(円)
	預貯金	不動産	その他	計	
令和3年度	53	0	24	77	3,734,161円
令和4年度	20	0	3	23	1,051,672円
令和5年度	8	0	7	15	1,472,579円

※その他は、生命保険、年金、給与、所得税及び道税還付金

登別市国民健康保険事業運営組織の状況



《参考資料》

市の国民健康保険事業の運営に関する協議会委員名簿

区 分	氏 名	生年月日	職 業
公益代表	よこお 逸郎 横 尾 逸 郎	S24.12.1	自 営 業
	なかじま ゆうすけ 中 嶋 祐 介	S63.4.19	学 校 職 員
	ふじえ のりひこ 藤 江 紀 彦	S41.3.28	団 体 役 員
医師等代表	むらした としふみ 村 下 十 志 文	S32.6.12	医 師
	ふかせ しゅうごう 深 瀬 秀 郷	S36.8.31	歯 科 医 師
	むらかみ たろう 村 上 太 郎	S63.7.13	保 険 薬 剤 師
被保険者代表	さとう ひろこ 佐 藤 裕 子	S30.5.22	主 婦
	ふるうち たかこ 古 内 孝 子	S29.11.5	栄 養 士
	たけなか みちこ 竹 中 美 智 子	S31.9.3	主 婦
被用者保険等 保険者代表	いのうえ まさひと 井 上 政 仁	S42.3.3	ツルハホールディングス健康 保 険 組 合 常 務 理 事